

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.10)

130年余りの歴史で初、
特許庁が自ら商標権を取得したロゴについて

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースでは、特許庁が前身組織の設立から130年余りの歴史で初めて、出願人として商標権を取得したことについて、取り上げたいと思います。



出典：特許庁HP「地域団体商標マーク」

特許庁が取得した商標権は、今年2月に、この知財ニュースでも取り上げた、上記の地域団体商標を使用している商品等について付すことができる「地域団体商標マーク」のロゴです。

特許庁は、このロゴを今年1月に出願して4月に登録を受けています（特許庁自身の行為なので「受ける」という表現に違和感がありますが…）。

登録番号は「6036291（カラーのロゴ）」と「6036291（モノクロのロゴ）」で、指定商品・役務は「第9類の電子出版物，インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル，記録済みデータ記録媒体」と「第16類のパンフレット，書籍」と「第41類の知識の教授，セミナー・研修会・講習会・シンポジウム・コンテストの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，オンラインによる映像の提供（ダウンロードできないものに限る。）」と「第45類の工業所有権に関する助言，工業所有権に関する情報の提供」です。

審査機関が自らの出願をチェックし、権利を登録するという今回の手続きについて、特許庁の担当者は「ロゴの役割を重視した極めて例外的な措置」と言っています。

しかし、私は、今回の特許庁の手続きにかなりの違和感を覚えます。なぜなら、まず、そもそも、このロゴがいわゆる「商標の役割」を果たすと思わないからです。商標は、自己の商品・役務にネーミング等のロゴを付すことにより他人の商品役務から識別する「自他商品役務識別標識」としての役割を持ちます。このロゴを付すことによって、特許庁の商品役務が他人の商品役務から識別できるのでしょうか。少なくとも、特許庁は自己の商品役務を持ちません。また、この商標権の権利者は公報では特許庁長官ですが、特許庁長官が「権利帰属の主体」となり得るのでしょうか。さらに、このロゴの「譲渡手続き」はどのようにするのでしょうか。このように様々な問題があるように思います。

地域団体商標の認知度を高めるために、特許庁がこうしたロゴを作成して、皆さんに使ってもらうことは良いと思います。しかし、私は、特許庁が敢えてこのロゴを権利化する必要はなかったように思います。皆さんはどのように考えられますか。

以上